

一般名処方ってなあに？

一般名処方とは・・・

お薬の**有効成分**をそのまま
お薬名として**処方**することです。

これにより、患者さんは有効成分が同一の医薬品が複数
あれば先発医薬品、後発医薬品（以下、ジェネリック医薬品）を
ご自身で選ぶことができます。

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・
効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。

ジェネリック医薬品はなぜ低価格？

開発費が抑えられているためです

先発医薬品 ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品の工夫

- 製剤の小型化
- 剤形の変更
- 味(苦み等)の改良

まずは、処方せんをチェック！

一般名処方であれば、処方せんには
【般】+「一般的名称（成分）」+「剤形」+「含量」と記載されます。

【般】〇〇〇錠 10mg 1錠
分1 毎食後 5日分

一般名処方Q&A

- Q** 一般名処方以外の処方があるのですか？
- A** 処方せんには「商品名」で記載されるお薬もあります。
「商品名」とは一つひとつの薬に製薬会社が名前をつけたものです。
- よく処方される解熱鎮痛薬でいうと・・・
「商品名：ロキソニン」→「一般名：ロキソプロフェン」
「商品名：カロナール」→「一般名：アセトアミノフェン」
- Q** 一般名処方の場合のメリットは？
- A** ジェネリック医薬品を選択できますので、患者さんの経済的負担が軽くなります。
- Q** 「商品名」の処方だとジェネリック医薬品は受け取れないのですか？
- A** そのようなことはありません。薬剤師が同じ成分・効能の薬であることや副作用について説明し、患者さんの理解を得た上で、ジェネリック医薬品を調剤することは可能です。
医師から「変更不可（その薬しか調剤できない）」とされていない場合にはジェネリック医薬品へ変更できます！

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください

医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様へご説明しております。

当院では東海北陸厚生局へ「地域支援・医薬品供給対応体制加算3」を届け出ており、医薬品の供給が不足等した場合に治療計画等の見直しを行う等適切に対応する体制を有しております。また、医薬品の供給状況によっては、入院中、投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際には、医師または病棟薬剤師より入院患者様へ十分な説明をいたします。